

京都市告示第 237 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 10 月 19 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂緯44号線	北区上賀茂西上之段町28番地の3地先から	旧	メートル 44.50	メートル 2.00 ~ 3.15
	同町40番地の1地先まで	新	44.50	2.68 ~ 6.04
松尾嵐山経66号線	西京区嵐山風呂ノ橋町20番地の12地先から	旧	14.70	5.50 ~ 11.20
	同区嵐山森ノ前町13番地の7地先まで	新	14.70	6.00 ~ 12.00
松尾嵐山緯26号線	西京区嵐山森ノ前町11番地の1地先から	旧	28.80	1.35 ~ 3.50
	同区嵐山風呂ノ橋町23番地の13地先まで	新	28.80	1.50 ~ 9.00
桃山経32号線	伏見区桃山町伊庭48番地の4地先から	旧	33.90	3.85 ~ 4.65
	同町5番地地先まで	新	33.90	4.00 ~ 4.62

(建設局道路部道路明示課)